

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて公式に認め、謝罪をした平成 14 年の日朝首脳会談以後、5 人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の 12 人を始めとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで北朝鮮は、我が国の主権及び日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な対応を取り続けてきた。平成 20 年 8 月には、日朝実務者協議において、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する調査を行うことに合意したが、北朝鮮からの一方的な通告により、実施されていない状況が続いている。

平成 30 年 6 月の米朝首脳会談において朝鮮半島の非核化が宣言されるとともに会談では拉致問題が提起された。拉致問題の発生から既に 40 年以上が経過しており、拉致被害者やその家族が置かれている状況を考えれば、一刻も早く解決しなければならない問題である。

よって本市議会は政府及び国会に対し、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を救出し、拉致問題を完全に解決するため日朝平壤宣言の精神に立ち、拉致問題の解決を図る立場を堅持し、6 か国協議の再開など更なる国際協調を図るとともに、あらゆる機会を逃さず全力で本件に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 18 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
内閣府特命担当大臣 (拉致問題担当)、総務大臣

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許証やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 一、強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で適切な指導がなされるよう、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 一、関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件の下で各種行政サービス等を受けることができるとされているが、窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
- 一、嫡出否認の手續きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。

更に、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府においては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 一、国や自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 一、認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 一、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 一、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣